

手話言語・障害者コミュニケーション条例制定後の市の取組

1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

(1) 個人派遣対象範囲の拡充

手話通訳者・要約筆記者を派遣することができる用務を拡充した。

主なもの

冠婚葬祭に参加する場合（親等に関係なく利用可としました）

自治会・町内会活動など地域行事に参加する場合

就職のため、面接を受ける場合

(2) 個人派遣の申し込み手段の拡充

FAXに加え、メールでも申し込みができるようになった。

(3) 手話通訳者・要約筆記者の報酬改正

① 報酬単価（時給）の増額

個人派遣 1,200円→1,500円 設置手話通訳者 1,315円→1,500円

② 有資格者への報酬加算

手話通訳士・者、要約筆記者の有資格者は、1回の派遣につき、1,000円を加算

③ 夜間派遣加算

夜間（19時から7時まで）に派遣した場合、1時間あたり1,000円を加算

2 総合福祉センターへの手話通訳者配置

高齢者・障害者の総合相談窓口の開設に伴い、毎週火曜日と木曜日の9時～17時に、手話通訳者を配置している。

3 市主催行事における手話通訳者・要約筆記者の配置

手話通訳・要約筆記を必要とする人が参加する市主催行事（講演会等）において、手話通訳者・要約筆記者を原則として配置することとしている。

4 市立小学校での手話教室の開催

平成27年度から平成29年度の3年間で、全ての市立小学校（28校）において手話教室を開催予定。

すでに明石小学校においては、今年6月から、難聴学級児童と保護者を対象とした手話教室を毎月1回開催しているほか、今年中に10校での実施を予定。

5 職員研修の実施等

(1) 「職員のためのやさしく学べる手話動画」の作成

(2) 手話基本研修の実施（185名が受講予定）

(3) 手話検定等を活用した職員研修の実施

6 任期付職員の採用

障害者施策や事業の体制をさらに充実させるため、手話通訳士等の資格を有する任期付職員を採用予定（2名内定済み）。